

岐阜県医療機関等生産性向上・職場環境整備等支援事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、タスクシフト・タスクシェアやICT機器の導入等の働いてもらい方改革に資する取り組みによる業務の生産性向上や、職員の処遇改善を目的とした更なる賃上げを行う医療機関等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）、医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱（令和7年4月1日付け医政発0401第5号厚生労働省医政局長通知）及び令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金交付要綱（令和7年5月2日付け厚生労働省発医政0502第8号厚生労働事務次官通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、別表1のとおりとする。

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等
- (9) 第8条の規定による補助金の交付の決定をした者に対し知事が行う現地確認及び書類の提出の求

めに応じない者

(定義)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病院 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院をいう。
- (2) 診療所 医療法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- (3) 訪問看護ステーション 指定訪問看護事業者(健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。)が当該指定に係る訪問看護事業(同項に規定する訪問看護事業をいう。)を行う事業所をいう。

(補助対象事業等)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)及び経費(以下「補助対象経費」という。)並びに基準額は、別表1のとおりとする。

- 2 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費に含めないものとする。ただし、別表2に掲げる場合において補助事業者が希望するときは、消費税及び地方消費税を含む経費を補助対象経費とすることができる。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、基準額と補助対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定し、これにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、別表3に掲げる交付申請書類に当該申請書において定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 2 申請書類の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付の決定等)

第8条 知事は、前条第1項に規定する申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定をし、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、全額概算払により交付する。ただし、精算額での申請があった場合は、精算払によることができるものとする。

- 2 知事は、前条の規定による交付決定があったときは、交付決定を通知した日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の条件)

第 10 条 補助金の交付には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助事業者は、事業の内容について変更をする場合において、当該変更により交付申請額が増加する場合は、知事が別に定める日までに、別表 3 に掲げる交付申請書類に当該申請書において定める書類を添えて、知事に提出すること。ただし、当該変更によって交付申請額が増加しない場合には、第 13 条に規定する実績報告をもってこれに代えることができる。
 - (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、別記第 3 号様式によりあらかじめ知事の承認を受けること。
 - (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 第 5 条第 2 項ただし書により消費税及び地方消費税を補助対象経費に含めた場合には、補助事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、その金額（0 円の場合を含む。）を別記第 4 号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の 6 月 30 日までに知事に報告すること。
 - (5) 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を県に返還すること。
- 2 第 8 条の規定は、前項第 1 号に規定する変更の交付申請があった場合について準用する。

(申請の取下げ)

第 11 条 規則第 8 条第 1 項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から 30 日以内とする。

(状況報告)

第 12 条 知事は、必要と認めるときは、補助事業者に対して事業の実施状況に関し必要な報告を求め、調査し、又は指示することができる。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、知事が別に定める期間に、別記第 5 号様式により実績報告を行わなければならない。

- 2 第 9 条第 1 項ただし書により精算額での申請を行った場合は、改めて実績報告書の提出を要しないものとする。

(補助金の額の確定)

第 14 条 知事は、実績報告を受けたときは、報告書等の書類の審査等により、速やかに履行の確認を行い、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 第 9 条第 1 項ただし書により精算額での申請を行ったときは、第 8 条の規定による交付の決定をもって補助金の額を確定したものとする。

(決定の取消し)

第 15 条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助対象事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法令等若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は補助事業者が第 3 条の規定に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助金の額の確定後においても適用があるものとする。

3 第 8 条の規定は、第 1 項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第 16 条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える金額が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第 17 条 規則第 4 条の申請があった場合において、当該申請をした者が第 3 条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第 5 条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第 3 条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第 17 条第 1 項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第 18 条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 18 条 補助事業者は、第 15 条第 1 項の規定による処分に関し、第 16 条第 1 項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第 1 項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

5 知事は、第 1 項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延

滞金の全部又は一部を免除することができる。

(立入調査等)

第 19 条 知事は、この要綱に基づく補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

(財産の管理及び処分)

第 20 条 補助対象者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産」という。)について、別記第 6 号様式による取得財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 規則第 21 条第 2 号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加額が単価 50 万円以上(補助事業者が地方公共団体以外の者にあつては、30 万円以上)の機械及び器具とする。
- 3 規則第 21 条ただし書の知事が定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。
- 4 知事は、補助事業者が知事の承認を受けて第 1 項に規定する財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入額の全部又は一部を県に返還させることができる。

(書類、帳簿等の保管)

第 21 条 規則第 22 条の知事の定める期間は、補助金の額の確定の日(補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日)の属する年度の翌年度以後 5 年間(取得財産がある場合は、当該期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は前条第 3 項に規定する期間を経過する日のいずれか遅い日)とする。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表1（第2条、第5条関係）

補助対象事業	<p>令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に実施する次に掲げる事業。ただし、複数の事業を実施した場合も交付対象とする。</p> <p>1 ICT機器等の導入による業務の効率化 タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入</p> <p>2 タスクシフト/シェアによる業務効率化 医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト/シェア</p> <p>3 補助金を活用した更なる賃上げ 処遇改善を目的とした既に雇用している職員の賃金改善</p>		
補助事業者	区分	要件	
	1 病院又は診療所 (医科・歯科)	<p>令和7年3月31日までに東海北陸厚生局に以下のいずれかのベースアップ評価料の届出を行っており、岐阜県内に所在し、保険医療機関として指定を受けている病院又は診療所を運営する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0100 外来・在宅ベースアップ評価料（I） ・P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I） ・0102 入院ベースアップ評価料（医科） ・P102 入院ベースアップ評価料（歯科） ・訪問看護ベースアップ評価料（I） 	
	2 訪問看護ステーション	<p>令和7年3月31日までに東海北陸厚生局に下記のベースアップ評価料の届出を行っており、岐阜県内に所在し、訪問看護ステーションを運営する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護ベースアップ評価料（I） 	
補助対象経費	補助対象事業の実施に要する経費		
基準額	区分		基準額
	1 病院又は診療所 (医科・歯科)	病院・有床診療所（5床以上）	40,000 円/床
		有床診療所（1～4床）	180,000 円/施設
		無床診療所	180,000 円/施設
2 訪問看護ステーション			180,000 円/施設

※病床数は許可病床数とする。

※ただし、令和6年度医療施設等経営強化緊急支援事業（令和7年2月12日医政発0212第5号）に規定する「1.生産性向上、職場環境整備等支援事業」の対象として給付金の給付を受けたものは、補助事業者から除く。

別表 2 (第 5 条関係)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業者が消費税法における納税義務者とならないことが見込まれる場合 ・ 補助事業者が免税事業者であることが見込まれる場合 ・ 補助事業者が簡易課税事業者であることが見込まれる場合 ・ 補助事業者が公益法人等で特定収入割合が 5 %を上回ることが見込まれる場合 ・ 第 6 条に定める交付額が基準額を下回ることが見込まれる場合 ・ その他消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する場合
--

別表 3 (第 7 条、第 10 条関係)

交付申請書類	
1	別記第 1 号様式 岐阜県医療機関等生産性向上・職場環境整備等支援事業費補助金 交付申請書 (変更の場合 岐阜県医療機関等生産性向上・職場環境整備等支援事業費補助金 変更交付申請書)
2	別記第 2 号様式 岐阜県医療機関等生産性向上・職場環境整備等支援事業費補助金 所要額調書 (精算払の場合 岐阜県医療機関等生産性向上・職場環境整備等支援事業費補助金 所要額調書兼実績報告書)